

診療所開設者死亡（失そう宣告）届について [様式8]

- 1 診療所の開設者が死亡した（又は失そう宣告を受けた）ときは、戸籍法上の届出義務者（同居の親族、その他の同居者、家主、地主、又は家屋・土地の管理人）は、**10日以内**に保健所長宛に届書を**2部**提出してください。そのうちの1部を控えとしてお返ししますので、大切に保管してください。

（留意事項）

- ・ この届書は開設者が自然人の場合に使用するもので、法人の場合は使用できません。
- ・ この届書を提出した場合は、「診療所廃止届」及び診療用エックス線装置に係る「廃止届」を提出していただく必要はありません。
- ・ 死亡日（又は失そう宣告を受けた日）の翌日から起算して10日を経過しているときは、「遅延理由書」を**2部**提出してください。

2 添付書類

死亡又は失そう宣告を受けたことを証する書類

- ・ 戸籍（除籍）抄本
- ・ 死亡診断書の写し

- 3 医療法以外に、医師法（医籍抹消届）、麻薬関係の法律、結核予防関係の法律などで届出が必要な場合がありますので、各担当部署へお問い合わせください。

4 有床診療所の開設者が死亡した場合

- ・ 療養病床の廃止に伴う「診療所病床数変更許可申請」は、提出する必要はありません。
- ・ 戸籍上の届出義務者は、療養病床又は一般病床の廃止に伴い、「診療所病床数変更届（兵庫県様式第16号）」を提出してください。

診療所開設者死亡（失そう宣告）届

令和 年 月 日

（あて先）姫路市保健所長

戸籍法の届出義務者

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____

電話 — — （担当： ）

次のとおり診療所の開設者が（死亡し、失そう宣告を受けたので）、医療法第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

1 診療所の名称

2 診療所の所在地 〒 —

3 開設者の氏名

4 開設者の住所

5 死亡（失そう宣告）年月日 令和 年 月 日